時事新報

何を以て萬里好來の客に酬ひん

石河幹明

條約改正して內地雜居となるの曉きに先づ日本の內地に入込む西洋人は如何なる種類のものにして如何なる事を目的として來るやといふに物見遊山の爲にもあらず又學術研究の爲にもあらざるは勿論、まして日本の風土の美なるを羨み其政法の寬なるを慕て移住歸化するなどゝは思ひも寄らぬ次第にして若しも內地雜居全國開放の膽立、整ひたるその曉きに主人が折角の好意を無にせず續々として萬里好來の珍客なりとせんそは商賈貿易に熱心の商業家か又は殖產興業に心掛る資本家にして何れその目的は日本國內に利を求むるの一點に在ることあらん然るに此萬里好來の珍客は甚だ無遠慮殺風景にして利なれば來り利なければ來らず來去向背全く利の一點にあることなれば若しも主人が此珍客を內地に招待して爲めに利する所あらんと欲せば我を利し兼て彼を利し彼我同等、內外一樣ともに利に浴するの設けなかるべからず左ればにや日本の政府にても條約改正內地雜居の準備として在來の法律を改正し民法商法等を編纂し裁判の仕組を新にする等昨今その用意中なる由にて畢竟外來の珍客に心身內外の安固を與ふるの意ならんなれども假令へ法律裁判の仕組こゝに確定して人權物權に安固を得たればとて生命財產の安全鞏固は以て直接に利を生ずるの源にあらず況んや生命財產の如きに至ては其本國になるみぞ最も安心なるべければ海外萬里西洋の人が何を苦んで其安心ある故國を辭して極東絕海の一孤島に來らんや左れば內地雜居の準備としては法律を改正制定し裁判の仕組を新にする等その用意まち〳〵なる中にも內外親疎の別なく一樣同等に利澤に浴するの道を開き以て他の利心を誘導するの工夫最も大切なりと云ふべきなり

今より三十年前西洋諸國が日本政府と條約を結びし時に當り治外法權とて外人の居留地內は日本の法權の及ぶ能はざる區域となして外人自ら裁判するの制を設け又西洋諸國より日本に輸入する貿易品に課稅するには先づ諸國の承諾を要し勝手に日本の政府に左右せしめざるの法を定めたるは何故なりやといふに當時日本の文化甚だ幼稚にして政法も東西趣を殊にするもの多かりしが爲めに日本の風景は外人の目に野蠻とのみ見へ斯る野蠻政府の保護の下にその性命財產の安固を托せんなどゝは思ひも寄らずと斷定したるならんと、雖ども實際その內に在て之と見れば不始末なる中にも自ら秩序を存し日本の政法思ひの外に危險ならずして決して外人の想像せし如く不安心のものにはあらざりしなり又時の政府の役人の如きは案外に公平廉直にして之に稅權を任せたりとて敢て不相當なる課稅をなす者にもあらざれば法權稅權ともに之を日本人に任せたりとて差程の不安心なきは實際に見る可しと雖ども外人は日を以てするときは日本の法律には成文なく日本の法廷には陪審なきを況して大名士族は恣に人を殺戮するの權を有するなど言語道斷の次第にして又政府の役人の心次第にて一朝夕の間に稅率を上下するなどの事は當時の有樣にて敢てなし難き所にあらざれば實際は假令へ是等の不安心なきとするも既に其仕組に於て其事のなられ得る以上は當時日本の內情に通せざる外人が不安心の思ひをなして日本の政府に人を裁判し物に課稅するの全權を與へざりしも時に取て尤もなる處置と云はざるを得ざるなり

翻て今日に至りて日本の商工社會は安全鞏固にして而も一樣同等の利澤に浴し曾て內外親疎の區別なくあるまじきは我輩の信ずる所にて我々日本人は眼中に何も怪しむべきものなしと雖ども深く日本の事情に熟せざる外人の見る所にて果して如何あるべきや例へば日本にて明治の初年文運草昧にして國內の商賈工業容易に起るべき模樣なきを以て一時これと獎勵勸誘するの餘り或は政府の筋より救助保護の特典を與へなどしたる會社もあり人物もありしことにて幼稚の社會に在ては固より怪しむに足らずと雖ども世運漸く發達して社會獨立の姿をなその時に至ては其害決して少小ならず古來諸國の事例として其結果多くは自ら損して兼て政府を損するのみならず大に他の獨立の業と害し誇り全國の商賈工業に非常の害を及ぼすを常とすと云へり是等の弊害は今の日本國中既に其痕跡を絕たるや否や我輩の保證する能はざる所のものなり又近來プールを設立の風說の如き其利害得失の談は外にしても徒らに商賈世界の安寧を害して平地波瀾の觀なきにあらず我々日本人ならば云々の內情も疾に承知の前にして又例は云々ある哉とて格別これを怪みもせざれども事情不通の西洋人より見たらば日本の商工社會は一樣同等の利澤甚だ洽くして商賈の安固鞏きこと要の如しとの感とあるものなきにもあらざるべし故に唯利是を目的とする萬里好來の珍客を迎へんとする東道の主人たるものは善制美法の膳羞の外に猶ほ一種の趣向なかる可らず蓋し其趣向とは何ぞや無味無情偏なく黨なく離れの口にも適し離れの腹をも充たし平等一切商工社會の全体を滿足せしむ可き饗應の獻立即ち是れなり

官報

○遞信省告示第二十九號

當省所轄電信修技學校芝公園地第五號へ移轉ス

明治二十年三月十六日　遞信大臣榎本武揚

○訴訟件數　明治十九年中各裁判所に於て受けし所の民事訴訟の新件は上告三百十一件、控訴三千七百八件、初審訴訟四万九千七百九十件、人民より官廳に對する訴訟二百七十六件、勸解五十万八千百八十四件、計五十六万二千二百六十九件にして之を十八年の新件數に比較すれば上告は百十六件、初審訴訟は二千三十二件、勸解は八万二千五百六十五件を減じ控訴は二百四十七件、人民より官廳に對する訴訟は四十八件を增し通計八万四千四百十八件を減少せり（以上本年三月十六日官報）

雜報

○米國內地巡遊日誌（一昨日の續き）

十二月三日　幸なるかな今朝獵者一人馬に跨り犬二頭を引連れ雪蹊を分けて來るあり余等直に出で、大樹への路を問ふに彼曰く是より二英里此大路を行けば一小旅店あり（人は雪の爲先に去て在らず）此所を右に曲る小路ありと之れと進むこと六英里登らば大樹の森（Tree-Grove）に達すべしと依て余等は此獵人と談話しつゝ進むこと一英里計り獵人は別きて林に分け入りたる余等は險を犯して登り行く然るに殆んど山頂に達せんと欲する際は夕陽既に對山の陰に落ちて山路我と導くものなく遂に野鳥の鳴くを聞くのみ漸くにして山頂に達し見れば茲に丸木作りの一小家あり是れ大樹を探る旅客の休憩に供するものにて某旅店は出張所なり內に一人の老人あるを見る余等入て老人に面して余等は堪害を耐へ寒威を忍び大樹を一見せんが爲めに來れる旨を告げ暫く休息を許し暖と與へんことを請ひ暖爐の傍に息ふ既にして老人の指示に從ひ家後に巡りて半英里計りと行き大樹の森に達す森中第一と稱せる大木の中央を彫て貫きて路を設けたるを見るに樹中自在に八頭の馬車を通すべしそは此大樹の繪畫寫眞等を見るものゝ能く知る所なるが此木周圍九十三フィート七インチにして地上十一フィートの所を測るも六十四フィート三インチなりと云ふ余等目前に此驚くべき大木を見て豈茫然心を失せざるを得んや又誰か此紀元前世紀の一大遺物に對して多少の感慨を胸裏に起さゞるもれあらんや懷古すれば遠く此國の發見前に於て土人の種族が此天賦の寶土に生息して之を利用するの法と知らず徒に寶の山と眼前に眺め手を束ねて經過する內一朝コロンブスに發見せられ白人頻々進入して優勝劣敗の極遂に寶土を擧て白人に奪はるゝまでに至れり此樹木にして精神あらば其間幾多の變遷を經過して己が忍耐能くす許るの萌芽よりして今日斯く世界に著名なる大木となりたるに比して不智の蠻民が空しく白人の爲めに本土を奪はれしを慨嘆することあらん閑話休題右彫り貫きたる樹中の兩側には來訪の觀客が銘々姓名と刻したりと其ゆるに依て余等も之に倣ひ携帶したるナイフを出して日本人保田三宅細川の九字と日本字にて大刻して傍に同じく英字を刻し從兒洞中を過ぎて步行すること半英里森を一週して小家の前に歸りたれば老人再び余等を延て暖爐の傍に到て種々談話せり老人の云へる樣今より一週日以前遠に大雪積ひ來り爲に取片付と爲もに暇なく倉皇山を降りるを以て昨日再び登り來り今日中に取片付と濟し明朝諸器具と馬に載せ間道より降る積なり日も既に暮れたれば君等も今夜は此所に眠り明朝相伴ふて大樹立場（ビッグツリー　ステーション）まで降るべしと依て此夜は老人の傍に寢所と設け談話なしつゝ眠に就く然るに夜中二時頃右の老人頻りに余等と呼び起さと以て何事なるやと目を覺せば遠く號泣の聲を聞く依て之と老人に質せしに是れ獅子の熊を追ふものにて其牛聲の如く又竹螺の如きは獅子の聲にして笛の如き哀聲を發せるは熊なりと云ふ余等茲に始めて此山に猛獸の住することを知れり能く〳〵聞紀すに此山脈に棲息する獸類はカリフォルニヤ　ライオン（獅子の種類）、熊、鹿、狼、カヨテ、ボブキヤット（山猫の種類）、狐等にて殊に夏時は蛇蝎多く往々人に害を加ふる由昨日深山に迷ひ入りたる際雪中に獸類の足跡夥多あると認めたりしが蓋し獅子其他猛獸の徘徊すると多きを知るべし之を知らざる以前なればこそ碌々護身の用意もなさずして進み得たれ今に於て考ふれば實に危險の事共なり

附て云ふ大樹は世界中の一奇物にして植物家の評論も夥多あり著書も亦多ければ敢て余等の喋々を要せざるが如しと雖ども我が國人中未だ其由來と知らざるもれもあるべければ茲に簡短に記する所あるべし元來此大木はシエラ　ネバダの山脈中にのみありて緯度三十六度より三十七度十五分の地に限れり今と距る三十五年前即ち千八百五十二年の春頃エー　デー　ダウドと稱する獵夫一日獵して深くネバダの山脈に分け入り還に此怪木に出逢ひ歸りて之と知人に語り傳へ〳〵て其奇と稱するに至り近傍のソノラ　ヘラルド新聞の記者始めて此事を紙上に載せ次で桑港のエコー　デユー　パシフィックに記載し又次で倫敦アセニユーに掲げたり是を千八百五十三年六月廿三日頃の事にして此大樹の事を歐洲に傳說する嚆矢なり夫より同年同月三十日に於て倫敦カーデナー　クロニクル新聞に之と掲げ同年十二月廿四日同紙上に於てドクトル　リンドレン　氏種々の評論と下し此大木を名くるにウエルリングトニヤ（Wellingtonia）を以てし更に其大を稱してヂガンチヤと名く蓋し氏が斯く名付けたる意を察するに彼の歐洲を併呑せし一世の英傑ナポレオンを英將ウエルリントンがワートルローに破りし事を思ひ且其際詩客文人がウエルリントンを稱贊せし近傍のレッドウード（Red-wood）の事と詠じたる等を根據とし此大樹は性質レッドウードの種類なるが故に之れウエルリントンの名と附して斯くは名けしものならん而して千八百五十四年六月廿八日佛國の植物會議に於て佛人デケース氏はリンドレン氏の說を非とし該樹の見本を呈出して更に一大辯論を爲しセクイア　ヂガンチア（Sequoia Gigantea）と名くるの穩當なることを說明せり此說一たび世上に出でゝより世界諸學士の好評を受け廣く世上の通稱となるに至れり

抑もデケースがリンドレンの說を駁撃せしは故なきに非ず此大樹に付そるにウエルリングトニヤの名を以てするは獨り一世ナポレオンの敗を念々天下に顯はして心中自ら不愉快あるのみならず他國に於てもエルリングトニヤの名は唯に英國の名譽のみに歸するを嫌ふべく且セクイアーの附名は甚だ適當の名なるを以てデケースの說多くの贊成を得たる者あるべきて而してセクイアーなる字の淵原を尋ぬるに千八百四十七年の頃エントリチヤーと稱する人の著述にレッドウードはセクイアー　センパービレンス　なりと論じたる事あり蓋しセクイアーは千七百七十年頃に生

れたる彼のチ
族）の一人な
文字を編成し
白人中此事を
至ては進で此
が其後同族中
を逐はれ漂
ニに於て死去
して種族中に
遂し且つ人種
彼是對照して
奇說を起せし
年に刊行し千
の植物學士の
說を發するや
クィアー　ヂガ
ス氏に歸し其
ンチア　デケー
顯はれしより
事も自然に顯
博せりと云ふ
は本說たる張
人に奪はれた
異なる不可思議
木と發見する
ニューヨークに於
附に時日を費
エルリングト
いて米國の植
せしが再び佛
し遂に世界の
ニウ　ヨーク
ば或は國內に
に惜哉途に紛
けられたるを
勝つ事能はざ
種の全勝をア
へり又桑港に
る程の植物學
此事に付ては
會の建念果し
概略を附記す

十二月四日　今
急にして雪深く
五英里にして大
して稍や平坦な
ホテル（Wawon
ず電信と通ずる
して深川流をて
余等は今日同道
接する主人余等と
ヨセミテの妙景
ら編みて與へた
を進むたる所に
適に供する爲め
も今夜は其家に
に登るに屈曲昇
轉倒して或は北
して路案外に手
日中さへ小暗
靈光に依頼して
讓する樣昨夜老
むべしと云ひた
危險ありと事乃
を[illegible]一決し
が爲め數多の枯
の枝は斷り過ぎ
に至りては火も
を起さんとして
る聲あり能々聞
テント外に出づ

國家學會雜誌
第壹號三月十五日發兌○毎月一回一部
定價[illegible]錢郵稅壹錢半年分五拾五錢郵稅六錢
發賣　東京本郷弓町壹丁目　哲學書院

本日午後第六時半ヨリ例會相開キ候ニ付此段廣告ス
演說　箱根中（ヒユスナヤミン）ノ發見　長井長義氏
二十年
京橋區西紺屋町十九番地　東京化學會

轉居
賣所　京橋區尾…